

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

平成25年3月28日付けで大牟田市（以下「甲」という。）と南関町（以下「乙」という。）との間に締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1の2の表に次のように加える。

圏域内の文化振興	圏域内における文化事業に係る情報の共有化及び情報発信機能の向上を図る。また、共同文化事業の検討など圏域における更なる文化の向上及び住民福祉の増進を図る。	文化事業に関する情報を提供するとともに、乙と連携して文化事業に関する情報を収集し、集約し、及び発信する。また、乙及び関係機関と連携して、文化事業を実施する。	文化事業に関する情報を提供するとともに、甲と連携して文化事業に関する情報を収集し、及び発信する。また、甲及び関係機関と連携して、文化事業を実施する。
----------	--	--	--

別表第2の1の表取組事項の欄中「整備促進」を「利用促進」に改め、同表取組内容の欄中「維持及び確保」を「維持確保及び利用促進」に改め、同表乙の役割の欄中「運行支援等」を「運行支援や乗合タクシーの運行等」に改め、「行う」の次に「。また、公共交通の維持確保及び利便性の向上のための調査・検証を行う」を加える。

別表第2の2の表甲の役割の欄中「地域高規格道路有明海沿岸道路や主要幹線道路との」を「主要幹線道路の整備促進に向けた取組を行うとともに、圏域内の」に、「とともに」を「ほか」に改め、同表乙の役割の欄中「地域高規格道路有明海沿岸道路や主要幹線道路との」を「主要幹線道路の整備促進に向けた取組を行うとともに、圏域内の」に改める。

別表第2の3の表地域資源をいかした圏域内外の交流の項取組内容の欄中「にぎわい交流拠点の整備を行うとともに、」を削り、同項甲の役割の欄中「地域資源である近代化産業遺産等の活用を行い、にぎわいの創出及び圏域内外の住民との交流拠点づくりを進める」を「甲の区域内に存在する近代化産業遺産をはじめとする地域資源の魅力の向上及び活用を図り、にぎわいの創出に努める」に改め、同表戦略的な広域観光の振興の項甲の役割の欄中「活用した」の次に「種々の」を、「行う」の次に「。また、圏域内への集客の

増加及び周遊を図るための催事を行う」を加え、同項乙の役割の欄中「活用した」の次に「種々の」を、「行う」の次に「とともに、圏域内への集客の増加及び周遊を図るための催事を行う」を加える。

別表第2の4の表取組事項の欄中「構築」を「運用」に改め、同表取組内容の欄中「甲」の次に「及び乙」を加え、「を圏域内に拡大する」を「について、相互に連携して安定的な運営を図る」に改め、同表甲の役割の欄中「甲」の次に「及び乙」を加え、「について、乙の区域内の」を「を活用し、甲の区域内における」に、「についても、メールで配信できるシステムを構築する」を「を配信するとともに、乙と連携してシステムの安定的な運営を図る」に改め、同表乙の役割の欄中「甲」の次に「及び乙」を加え、「メールで配信する」を「配信するとともに、甲と連携してシステムの安定的な運営を図る」に改める。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年10月27日

甲) 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地
大牟田市
(代表者) 古賀 道雄

乙) 熊本県玉名郡南関町大字関町1316番地
南関町
(代表者) 佐藤 安彦